「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係る意見募集 意見提出者一覧 計8者

〇 法人

意見提出者	代表者氏名等	
イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	深田 浩仁
イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	和才博美
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	山田 隆持
株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
KDDI株式会社	代表取締役社長兼会長	小野寺 正
ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	江部 努

〇 個人

意見提出者
個人

提出意見及び提出意見に対する考え方(案)

意見番号	提出意見	提出意見に対する考え方(案)
	全体・総論	
1	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」へ携帯電話の基地局を設置する鉄塔等の規定を追加いただく事につきましては、事業者によるネットワーク構築上の障壁を軽減するのみでなく、利用者の利便性向上や公益の増進についても寄与する取り組みであり、賛同いたします。	賛同の御意見として取り扱わせていただきます。
	景観条例等による鉄塔の設置制限や鉄塔の設置スペースそのものに不足等、後発の事業者による鉄塔の新規設置は厳しい状況にございます。 本対応の実施は、今まで事案毎に個別実施していた鉄塔貸出に係る事業者間協議の円滑化を図り、ネットワーク構築の効率化及びコスト削減が期待でき、最終的には利用者利便性の向上につながっていくものと考えます。	
	【イー・モバイル/イー・アクセス】	
		またるにまませる18日本上 7 54 14 65 1 1
2	弊社は、他事業者が使用するための鉄塔を保有し、それを賃貸する事業(以下、 「鉄塔賃貸事業」という)を行う「関西通信設備サービス株式会社」として1988年に	電気通信事業者が保有する鉄塔等について、 ある時点で自ら利用していないことをもって、将
	「鉄塔負負事業」というを打力「関四通信設備リービス株式去社」として1988年に 発足し、2000年に社名変更や電気通信事業の許可取得を行った後も現在に至る	める時点で目ら利用していないことをもうで、付 来的に利用する可能性まで排除できないことか
	まで、電気通信事業とは別の事業として、鉄塔賃貸事業を展開しております。	ら、自らの電気通信事業に用いる鉄塔等と賃貸
		のための鉄塔等に明確に分類することは困難で
	弊社鉄塔賃貸事業は、通信の自由化以降、携帯電話が現在のように普及する 以前から、専門的なノウハウをもって地元交渉を実施し、また設備投資リスクを負	あると考えられます。
	以前から、専門的なノブバブをもつと地元文渉を美施し、また設備投員リスクを負いながら鉄塔を建設する等して、携帯電話事業者に対し基地局の設置場所を提供	 また、御指摘の情報通信審議会答申「電気通
	してきたものであります。	信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り
		方について」(以下「審議会答申」といいます。)

加えて、鉄塔の共同利用についても、事業開始当初より積極的に提案しており、 これら事業展開によって、携帯電話のエリア整備や利用者の利便性向上に貢献してきたと認識しております。

なお、弊社鉄塔は、当初より専ら賃貸することを目的に建設・保有しているものであり、自己の電気通信事業に使用するために建設・保有したものはありません。

このようななか、今回の改正において、特段の区分なく、電気通信事業者が保有する携帯電話の基地局の設置を目的とする鉄塔すべてをガイドライン対象に追加するかのような規定が盛り込まれた場合、賃貸事業用の鉄塔もその対象に含まれると解釈されかねず、これにより鉄塔賃貸事業が、今後成り立たなくなることは可能性があります。

すわなち、本ガイドラインが告示として定められ、これまで電柱・管路等の使用に 関する運用基準として広く活用されてきた状況を踏まえると、本ガイドラインに規定 されることで、鉄塔賃貸事業に対しても一定の制約となることは確実であり、料金設 定を含め本来自由であるべき事業展開の全ての面で支障が生じるものと考えま す。

これは、自由な事業展開や商行為を制限・制約しかねないという根本的な問題を含んでいることに加え、鉄塔賃貸事業の縮小によって、共用ルール化の目的に反して、携帯電話基地局の設置場所の選択肢を狭めることにも繋がるものと考えます。

また、そもそもの本ガイドラインの策定趣旨や平成21年10月16日付情報通信 審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 の趣旨からして、自己の公益事業に使用するために設置された設備が対象とされ るべきであり、自己の公益事業と無関係に設置した賃貸事業用の鉄塔までを本ガ イドラインの対象とすることは適当ではないと考えます。

以上から、電気通信事業者が保有し携帯基地局を設置できる鉄塔ではあっても、当初から賃貸事業用と建設し、また現に賃貸事業用としてのみ保有する鉄塔、

は、自己の公益事業に使用するために設置された設備のみを対象とする趣旨ではありません。

およびその保有者については、本来的に本ガイドラインの適用対象に含まれるべき ものではないと考えますので、その旨ガイドライン中に明記いただくよう強く求めま す。

「ガイドライン改正案の修正提案」※下線部が弊社追記箇所

第1条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業者の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備(行政財産であるもの及び当初から賃貸用として建設し、また現に賃貸用としてのみ保有する設備を除く。以下「設備」という。)【以下省略】

2【省略】空中線を設置するために使用することができる設備(当初から 賃貸用として建設し、また現に賃貸用としてのみ保有する設備を除く)の設備 保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。

【ケイ・オプティコム】

3 仮に、法技術上その他の理由により、ガイドライン中への明記等が困難な場合であっても、弊社としましては、次のとおり取り扱うことが適当と考えますので、それらに対する考え方等について、何らかの方法により明示いただきたく要望します。

(1) 自己の電気通信事業で使用することを目的として建設・保有したものではなく、当初より専ら他事業者が使用することを目的に建設・保有している鉄塔の賃貸は、一般の不動産賃貸ビジネスと同じく、一般の商行為のルール・商慣習に則って交渉から契約締結その他取引に係る行為全般を行うことが原則であり、本ガイドラインによって、当該商行為等の自由を何ら制限・制約するものでないこと。

【ケイ・オプティコム】

本ガイドラインは、電気通信事業者が保有する鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、当該鉄塔等の建設・保有の目的にかかわらず、当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではありません。

4 (2) 具体的にも、次に例示するような一般の不動産賃貸ビジネス等において認められている行為等に制限・制約を加えるものでないこと。(括弧内は、当該行為を制限・制約する可能性があると考えるガイドライン中の規定の例示)

- ①賃料の算定根拠・算定方法・原価等、ビジネスの根幹に関わる経営秘密については、予め公表しないことは当然のことながら、個別交渉の過程において求められても開示しないことは認められること。(ガイドライン第1条(基本的な考え方)、第2条(調査回答期間等)、第6条(貸与の対価)、第12条(情報開示)、第13条(貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表)等)
- ②賃貸可否は、事業者間の交渉のなかで決まるものであり、両者の条件が折り合わない場合は、当然に賃貸しないこともあり得ること。 (ガイドライン第3条(貸与拒否事由)、第11条(契約解除事由等)等)
- ③賃貸期間については、設備の態様や建設経緯等を総合的に勘案のうえ、自由に設定できること。 (ガイドライン第4条(貸与期間)等)
- ④賃料については、利潤や設備投資リスク・ノウハウ等、ビジネス上必要な事項を加味して、一般の商行為において認められる範囲において、自由に設定できること。 (ガイドライン第6条(貸与の単価)等)

弊社としましては、本ガイドラインの規定如何で、弊社が展開するような鉄塔賃貸事業の存否に関わり、ひいては今後の情報通信基盤の整備や維持にも影響が生じかねないものと認識しておりますので、是非とも配意いただくよう要望いたします。

また、各種政策の実施にあたっては、今後とも、一般の電気通信事業者が、電気通信事業以外の事業を自らの創意工夫により自由に展開できることが担保されるよう、十分配慮いただきますようお願いいたします。

((2)①、③及び④について) (意見番号3に対する考え方と同じ)

((2)②について)

実際に貸与を行うか否かは、貸与条件等に関する当事者間の交渉を経て決定されるものであり、当事者間の調整がつかない場合に貸与が行われないこともあり得るものと考えられます。

_			
		【ケイ・オプティコム】	
	5	1. はじめに 携帯電話市場は、固定電話市場と異なり設備競争が十分機能し、設備のボトルネック性も存在しない環境にあります。 そうした環境を維持し、携帯電話事業者間の設備競争を通じた利用者利便の向上を更に発展させていくためには、携帯電話事業者の設備構築インセンティブを確保することが極めて重要と考えており、鉄塔共用等のルール化を検討するにあたっては、これを阻害しないよう慎重な配慮が必要と考えております。 これまでにも携帯事業者の間では協議により相互に鉄塔共用を行ってきたところであり、今後も事業者間の自主的な枠組みに任せることを基本とし、鉄塔共用等の義務化は不要と考えます。 これは、先の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に対する情報通信審議会答申(以下、「答申」といいます。)において「鉄塔等の共用は(中略)MNOに義務付けることまでは必要ない」「二種指定制度において、鉄塔等の貸出ルールを整備することは適当でない」と示されているとおりです。 以上の点から、今回答申で求められている「鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定める」にあたっては、ガイドライン上で対象とする鉄塔を、答申で事例として挙げられている「景観条例等により複数の鉄塔等の建設が制限される場合」等の自助努力だけでは建設困難なケースに限定した上で、円滑に手続きを進めるために必要な最低限の事項に留めるべきと考えます。	今回のガイドライン改正において鉄塔等を追加する趣旨は、審議会答申において明記されているように、移動通信事業者は、限られた周波数の割当を受けて行うものであるため、原則として自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要ですが、鉄塔等を設置する物理的スペースが限られており、また景観条例等によって自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合があることを踏まえ、利用者利益の阻害につながる懸念があることから、事業者間協議の一層の円滑化を図るため、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めるものです。
		[KDDI]	

6

2. 円滑な手続きを進めるための要件

鉄塔等の共用に関する手続きや協議をより円滑に進めるためには、本ガイドライン案で示されている設備保有者側に求める要件に加え、申込者側に求められる最低限の要件についても明らかにする必要があります。

当社としては、少なくとも以下のような要件が定められるべきと考えます。

- ・申込者には、調査申込や照会の際に、共用が必要な理由として自社による建設が困難な状況を示す必要があること。
- ・設備保有者は、申込者が調査の結果共用可能との回答にも拘わらず利用申込を行わない例が多発する場合には、当該申込者からの申込を制限できること。

こうした要件が認められない場合、安易な調査申込や利用見込みの無い調査申込などの不要不急な申込が大量に発生し、設備保有者側に多大な負荷が生じるだけでなく、鉄塔を利用したい他の事業者の機会を損失する可能性も懸念されます。

なお、上記により安心して当該鉄塔の共用手続きが開始できれば、以降の詳細な利用条件等については事業者間の自主的な協議にて解決可能であり、ガイドラインによる規定は不要と考えます。

[KDDI]

ガイドラインにおいて、設備保有者が調査や情報開示に要する費用については、借り手である事業者が負担する旨規定(第12条)しており、事業者にも一定の負担が発生することから、不必要な申込が大量に発生することは想定しにくいものですが、ガイドラインの運用実態については、総務省において引き続き注視すべきと考えます。

7

本ガイドラインにおける「貸与の対価」として、「原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる」と定められていますが、元国有企業という経歴を有する事業者や市場支配的な事業者においては「事業の非効率性」が内在化されている可能性があり、当該規定に従って貸与の対価を設定する場合、鉄塔共用にかかる貸与費用は高額になることも想定されるため、当該事業者の費用の算出方法について

貸与の対価については、ガイドラインにおいて、公正妥当な方法により算定を行うこととしており、個別の契約事案における料金については、当事者間で協議することが適当であると考えます。

	は、非効率性を排除した、より厳格な算定方法を定めるべきと考えます。	
	【ソフトバンクモバイル】	
	第一条	
8	「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009 年 10 月 16 日情報通信審議会答申)において示されている通り、「鉄塔等の共用を義務付けると、自ら鉄塔等を設置して設備競争を行っている MNO が不利となり、設備競争を阻害する」ことが懸念されるため、「原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要」であると考えます。	(意見番号5に対する考え方と同じ)
	また、鉄塔等の貸与にあたっては「携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする」事業者のみが対象とされており、本ガイドライン改正は携帯電話事業者とそれ以外の事業者の公平性を損なってまで「鉄塔等を設置する物理的スペースが限られており、また景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される場合がある中で自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合」の利用者の利益を確保するために講じられた措置であると認識しております。	
	従って、本ガイドラインの運用は、上記のような前提を踏まえ行われるべきものと 考えます。	
	【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス゛】	
9	電気通信事業者の保有する鉄塔の中には電気通信局舎の上に設置されている ものもあり、このような場合において、鉄塔の貸出に伴い新たに発生する当該局舎 内への伝送設備、電源設備の設置や他事業者回線の引込み等、付随的に検討す べき事項については、本ガイドラインの対象外であり、従来通り事業者間において 個別に協議することが適当であると考えます。	御指摘のとおり、当事者間で個別に協議すべき事項と考えます。
	【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス゛】	

10

携帯電話事業者にとってエリア構築はユーザ獲得に重要であり、自ら戦略的に 設置しているものです。また、周波数の割当を受けている事業者として、それぞれ が自ら設備を構築し、電波の有効利用を図ることが原則であると考えます。

こうした中で鉄塔の共用については、現在、事業者が自ら設置することが困難である場合について、相互に貸借しあうことを前提に、相互協力の下、ビジネスベースにより実施しています。

接続ルールの在り方答申(平成21年10月16日)においても、「移動通信事業は、限られた周波数の割当を受けて行うものであるため、原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図る」ことを前提に、「鉄塔等を設置する物理的スペースが限られており、また景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される場合」において、「事業者間協議を通じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ、事業者間協議の一層の円滑化を図る」という考え方が示されています。

こうしたことから、本ガイドラインの運用にあたっては、上記答申を踏まえ、現在 事業者間で相互貸借の原則により公平性を確保しつつ、自主的に実施している共 用ルールを前提とするものであることを明確化していただきたいと考えます。

【エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

11

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。) 改正案において、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者が該当するものとされていますが、現状で電気事業者からの借用事例等もあることを踏まえれば、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者のみでなく、電気事業者、鉄道事業者も含めるべきと考えます。

【ソフトバンクモバイル】

(意見番号5に対する考え方と同じ)

電気事業者及び鉄道事業者が保有する鉄塔は、電気通信事業に用いられる空中線の設置を 目的として整備されたものではないため、ガイド ラインの対象外としているものです。

なお、携帯電話事業者が、電気事業者や鉄道 事業者から設備の貸与を受けることを妨げるも のではありません。

当社は、これまでも、電気通信事業者に限らず広くご要望される方に可能な限り 鉄塔の貸し出しを実施してきたところです。	(意見番号3に対する考え方と同じ)
貸し出しにあたっては、ご要望される方の要望内容が様々であり、それに応じて具体的な貸し出し条件(期間、料金等)を決めていく必要があるため、一律にルール化するのではなく、これまでどおり、民間会社同士の話し合いの結果を尊重していただきたいと考えます。	
【東日本電信電話】	
我が国のブロードバンド市場の発展のためには、多種多様なサービスの提供と それを支えるインフラ設備の充実が必要であると考えており、設備構築事業者のインセンティブが働く仕組みが必要と考えています。	(意見番号5に対する考え方と同じ)
したがって、設備を借りる側が一方的に有利となり、設備を貸す側が不利となるようなことがないよう、鉄塔についても、自ら当該設備を所有しそれを貸し出すことを認めている事業者に限って貸し出しを認めるなど、相互に貸借する仕組みとする必要があると考えます。	
【東日本電信電話】	
文末に「ただし、申し込みのあった設備に対する土地保有者、管理者等の利害 関係者によって設備保有者に付した使用条件等に抵触する等の理由がある場合 はこの限りでない。」を加える。	第 10 条第3項及び第4項において、設備を使用するに当たり、土地の所有者等との調整や第三者との争いが生じた場合については、借り手である事業者の責任と負担により処理する旨規
設備保有者と地権者等の間で締結させた契約が他の事業者へ貸与する事を強制されるために起因するトラブルにより契約事項の撤回に発展する事例も考えられる事や、地権者等が特定の事業者のみ許容する場合や特定の事業者のみ排除を強く求める事例も想定され、これを担保しなければ設備保有に影響がある。	定しているところです。
	鉄塔の貸し出しを実施してきたところです。 貸し出しにあたっては、ご要望される方の要望内容が様々であり、それに応じて具体的な貸し出し条件(期間、料金等)を決めていく必要があるため、一律にルール化するのではなく、これまでどおり、民間会社同士の話し合いの結果を尊重していただきたいと考えます。 【東日本電信電話】 我が国のブロードバンド市場の発展のためには、多種多様なサービスの提供とそれを支えるインフラ設備の充実が必要であると考えており、設備構築事業者のインセンティブが働く仕組みが必要と考えています。 したがって、設備を借りる側が一方的に有利となり、設備を貸す側が不利となるようなことがないよう、鉄塔についても、自ら当該設備を所有しそれを貸し出すことを認めている事業者に限って貸し出しを認めるなど、相互に貸借する仕組みとする必要があると考えます。 【東日本電信電話】 文末に「ただし、申し込みのあった設備に対する土地保有者、管理者等の利害関係者によって設備保有者に付した使用条件等に抵触する等の理由がある場合はこの限りでない。」を加える。 設備保有者と地権者等の間で締結させた契約が他の事業者へ貸与する事を強制されるために起因するトラブルにより契約事項の撤回に発展する事例も考えられる事や、地権者等が特定の事業者のみ許容する場合や特定の事業者のみ排除を

	競争が進み各社がそれぞれの企業ポリシーにより展開していく中で、それらの差異が設備保有者以外の利害関係者への権利を必要以上に阻害する事例も存在する。この事を保護するため上記文言を追加し制限したとしても社会全体では公益性の阻害要因とはならず、代替の手段は確保されるものと理解している。特に最近では技術革新等によって波長貸しであったり、MVNO 手法等によって自らインフラを所有すると同等に事業展開が行えている状況から見た場合、当該追記が必要以上に競争を阻害する要因になるとは言えない。また、特定の事業者の企業ポリシーが否定され事業展開に阻害要因となる事例が多発するとすれば、それは阻害される事業者の経営方針自体に問題をゆうしているものであると分析する事が妥当であって健全な競争政策を阻害しないものと考える。	
	【個人】	
	第三条	
15	接続ルールの在り方答申(平成21年10月16日)にあるとおり、携帯電話事業者は、原則として自ら全国ネットワークを構築する中で、鉄塔等を設置する物理的スペースが限られる、あるいは景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される等、鉄塔を設置しようとしてもできない場合に、共用の促進を図ることとされています。	(意見番号5に対する考え方と同じ)
	また、事業者間での自主的な運用においても、事業者が自ら設置することが困 難である場合について共用を実施しています。	
	こうしたことから、ガイドラインの運用においても、共用の対象を事業者が努力しても設置ができない地域の鉄塔に限ることを確認させていただきたいと考えます。	
	【エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	
16	鉄塔の共用にあたっては、 ①電波干渉の有無 ②鉄塔強度の有無	①の電波干渉については、第3条第1項第7号に、②及び③については同項第5号に規定する貸与拒否事由に、それぞれ該当するものと考

	③設備保守への支障の有無 ④土地所有者および周辺住民の承諾 といった条件をクリアする必要があり、左記の条件をクリアできない場合には、貸与をお断りすることになります。左記の各条件については、 ①電波干渉の有無については、第七号「事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合」に該当する ②鉄塔強度の有無および③設備保守への支障の有無については、第五号「事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合」に該当する ④土地所有者および周辺住民の承諾については、第九号「設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合」に該当する という理解であり、その点を明確化していただきたいと考えます。	また、④については、第10条第3項において事業者が地権者等との間で必要な調整を進めることとされており、調整がつかない場合には、第3条第1項第9号の「設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合」に該当するものとして貸与拒否事由に該当する可能性があるものと考えられます。
17	鉄塔借用を考慮すると、支障をきたさない十分な強度を確保する必要があるため、本ガイドラインの貸与拒否事由等の区間や場所の記載に加えて、鉄塔の強度も考慮すべきと考えます。また、その強度を確保するために、強度に関する合理的な統一基準等を設けるべきと考えます。 【ソフトバンクモバイル】	鉄塔等は、設備保有者が、それぞれの事業の目的を果たすため設置したものであり、あらかじめ携帯電話事業者への貸与を想定した強度で設置することをガイドラインに規定することは、適切ではないと考えられます。
	第四条	
18	貸与の期間について、相互に貸借することを前提にビジネスベースで決定しており、例えば、鉄塔の構築コストを回収する観点から貸与期間を20年とする等柔軟に実施しており、当事者間の合意をもって柔軟な適用が可能なように配慮していた	(意見番号3に対する考え方と同じ)

	だきたいと考えます。	
	【エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	
	第五条第五項	
19	双方が健全な状態で事業を継続している間においては一般の契約行為で十分目的が達成できる。また、当該規程を設置したところでその事自体が問題となる事案としては、既に事業者が撤去作業を履行できないほど疲弊し、もしくは機能停止している事に起因し、この場合明文化されたとしても履行されるとは到底思えない。誰の何を法益とするための条文であるのか全く持って理解できない。	不要となった伝送路設備については、借り手である事業者が自ら撤去すべきものであり、この点をガイドライン上明確にするものです。
	【個人】	
	第六条	
20	貸与の対価について、相互に貸借することを前提にビジネスベースで算定していることから、当事者間の合意をもって柔軟な適用が可能なように配慮していただき たいと考えます。	(意見番号3に対する考え方と同じ)
	【エヌ・ティ・ティ・ドコモ】	
	第八条	
21	設備保有者と申込み事業者間で交渉力等において大きな差があり、公正な協議 においてバランスを欠く場合、設備保有者が一方的に有利な契約内容となる懸念 があり、運用状況に関しては注視していく必要があると考えます。	契約は両当事者の合意により締結されるものであり、必ずしも設備保有者側の提示内容に依存するものではないと考えられます。
	例えば、責任の制限に関して、設備保有者側の故意または重大な過失がある場合であっても、責任範囲が限定されることにより、申込事業者側の権利が制限されることが考えられます。設備保有者と申込み事業者との力関係に起因する一方的な条件での設備提供はされるべきではなく、公平かつ公正な条件の下で設備は提	

供させるべきです。

本ガイドラインの第 10 条(設備の使用に当たっての遵守事項)では、申込み事業者の責めに帰すべき事由による場合の取り扱いについての規定があり、明確化されています。一方で、第 8 条(事故、災害時の取扱い)では、「(中略) 設備が破損した場合の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示したときは、当該契約内容によるものとする。」とあり、一見すると設備保有者側の提示内容に依存するような規定があります。本ガイドライン第 1 条第 3 項にも記載されている公正性の原則の観点からも、設備保有者の権利のみならず、損害賠償等申込み事業者の権利保護に関する規定についても明確に記載すべきだと考えます。

【イー・モバイル/イー・アクセス】

○ 参考 (意見募集対象(「新旧対照表」)以外の資料に対する提出意見)

22 「貸与拒否事由として、(1)電波干渉が想定される場合、(2)近隣住民の反対等により設備増設が困難な場合、(3)土地やビルの所有者等からの承諾が得られな場合を規定すべき。」

に対して

「・・・・省略・・・・(2)及び(3)については、現在のガイドライン第10条第3項において事業者が地権者等との間で必要な調整を進めることとされており、調整がつかない場合には、第3条第1項第9号の「設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合」に該当するものとして貸与拒否事由となり得るところ。」

と回答しているが、机上の空論であり実態をまるで把握していないので改められ

(本意見募集の対象外です。)

	たい。 現状は、貸与の契約時点では一般的に設備保有者以外が地権者等と交渉する事は少なく、また、増強もしくは改修等において地権者に対し事業者が詳細な説明を持って調整する事は皆無であり、一般的には有利に誤認させる程度の大まかな説明を形式的に行うにとどまっている。結果として公益特権の乱用が多発しており地権者等の権利を阻害し、その事を改善せず放置している現状にある。これらは事業者が極端なコスト削減などによって誘発させている問題であって、KDDI社の意見は至極当然である。以下類似問答についても同様。	
23	「景観条例等が存在する、多数の鉄塔建設が好ましくない地域において、既に鉄 塔を建設している事業者があれば共用するルールを設けるべき」	(本意見募集の対象外です。)
	に対して 「今般のガイドライン改正案において対象設備に鉄塔等を追加し、貸与手続等に 関する規定を適用することとしているところ。」と回答しているが再検討を求める。	
	景観条例が制限の理由であるとすれば、多数の鉄塔設置そのものだけでなく、 既設の鉄塔の形状等についても好ましいあり方が存在するものと思われ、一方的 に共用を強制する事に疑問がある。またこの様な要求をする事業者に限ってその 企業姿勢そのものが問題である場合もあり、これらの事業者については MVNO 等 の手法により救済が可能である事から考えれば当該意見を改正案に盛り込む必要 性は極めて小さい。	
	【個人】	